

情報要請「IFRS第16号「リース」の適用後レビュー」の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は2025年6月17日、IFRS第16号「リース」の要求事項に関する適用後レビューの「情報要請」を公表しました。IASBは「情報要請」に対するコメントに基づき、発見事項を要約し、基準改訂など今後の対応計画を示す予定です。

<情報要請の質問項目と初期の調査で識別された主なトピック>

コメント期限: 2025年10月15日

① IFRS第16号の利害関係者の評価

- IFRS第16号は意図したとおりに機能し、財務報告の改善に寄与したが、比較可能性や適用コストの観点で課題がある。

② 判断の適用に伴う情報の有用性

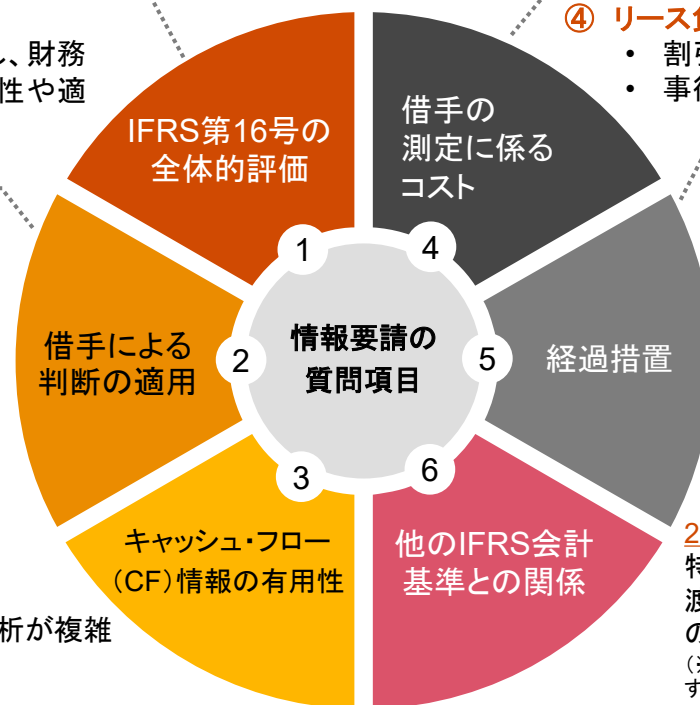
次の項目の決定に判断が伴うため、比較可能性が損なわれる可能性がある。

- リース期間: 延長・解約オプションの行使における「合理的に確実」の評価等
- 割引率: 借手の追加借入利率
- 指数や率に依存した変動リース料の決定

③ CF情報の透明性の課題

リースに関連したCF表示の分散等により分析が複雑化している。

- リース負債の元本部分: 財務
- リース負債の金利部分: 財務または営業から選択^{*1}
- リース負債の測定外の変動リース料等: 営業



④ リース負債の測定における複雑さによるコスト負担

- 割引率: 借手の追加借入利率の決定など
- 事後測定: リース負債の見直しや条件変更

⑤ 今後のIFRS会計基準の経過措置

IFRS第16号の修正遡及アプローチはコストの観点で広く適用されていたが、分析が複雑になった。

⑥ 他のIFRS会計基準との適用関係

1. 賃料減免時の会計処理

IFRS第16号の条件変更(使用権資産の減額)とするか、IFRS第9号「金融商品」の認識の中止(純損益)とするか。

2. 資産の売却

特定の状況(※)において、S&LB^{*2}の資産の譲渡がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の資産の売却として認められるか。

(※)更新オプションにより、売手である借手が原資産の実質的にすべての残存経済的耐用年数までリースを延長できる場合など

3. 売却損益の部分的な認識

S&LBの買手である貸手に移転された権利に係る利得・損失のみをその売手である借手が認識する会計処理とIFRS第15号との整合性

*1 IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」では表示方法の選択は、金融機関など一部のものを除き削除されている。

*2 S&LB: セール・アンド・リースバック取引

IFRS会計基準の開発をめぐる最新の動向

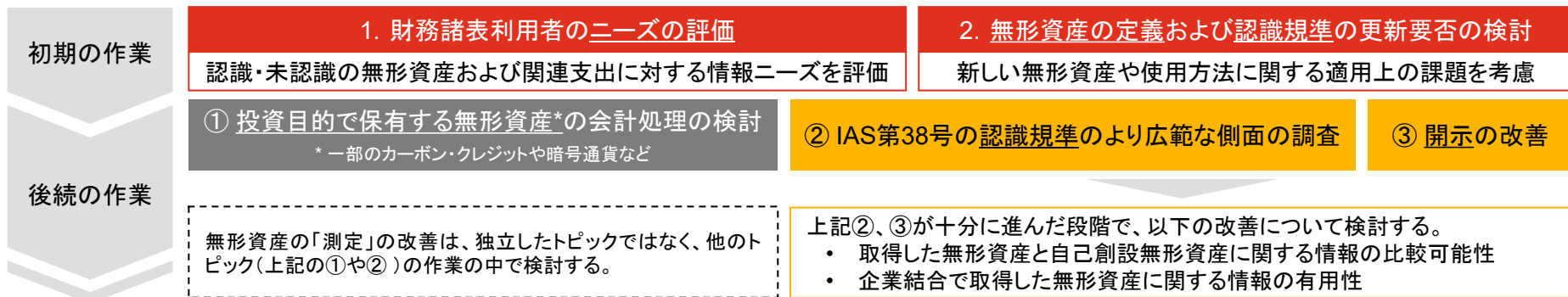
「無形資産」プロジェクト

IASBIは 2025年5月の会議で、当プロジェクトの目的および方向性を次のとおり決定しました。

プロジェクトの目的

- 企業が財務諸表において無形項目 (intangible items) に関して提供する情報の**有用性を改善**する。
- IAS第38号「無形資産」を**更新**する(特に、新種の無形項目や無形項目の新しい使用方法への適合性を高める)。

プロジェクトの方向性とトピックの優先順位



「キャッシュ・フロー計算書及び関連事項」プロジェクト

IASBIは 2025年5月の会議で、当プロジェクトの範囲に含める5つのトピックとアプローチについて次のとおり決定しました。

1	優先度: 高	CF情報の分解	<ul style="list-style-type: none">• 特定の項目または取引(例えば、資本的支出(研究開発費含む)、リース取引)に関する情報開示を改善すること• IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の分解の原則をCF計算書に適用するための方法を検討すること
2		非資金取引	<ul style="list-style-type: none">• BS項目の変動や資金取引と経済的に類似した非資金取引に関する情報を改善する方法の検討すること(例えば、サプライヤー・ファイナンス契約やリース取引)
3		CFの指標	<ul style="list-style-type: none">• IFRS第18号におけるMPMのアプローチがCFに基づく小計に適用できるかを評価すること• 経営者が定義した他の特定の情報(純有利子負債、運転資本の分解など)の改善すること
4		CFの分類	<ul style="list-style-type: none">• CFの分類(営業、投資および財務)に関する要求事項の一貫した適用を改善するための方法を評価すること
5		「現金同等物」の定義	<ul style="list-style-type: none">• 定義の適用における一貫性を改善するための方法を評価すること• 現金が企業(代理人)の資産であるかどうかを明確にするための方法を評価すること
金融機関のCF計算書		<ul style="list-style-type: none">• 金融機関に関して検討する前に、まずは上記のCF計算書全般の改善を検討すること• その後、一部または全部の要求事項について、金融機関に対して免除することを検討すること• また、金融機関に固有の表示や補足的な開示の要求事項を検討すること	

背景

第三次アジェンダ協議の結果、本スライドの両プロジェクトがリサーチ・パイプラインに追加されました。2024年、IASBは両プロジェクトのリサーチを開始し、対処すべき課題を検討してきました。

実務記述書「経営者による説明」(改訂版)の公表

IASBは2025年6月23日、実務記述書「経営者による説明」(改訂版)を公表しました。IASBは、この実務記述書が次のようになることを意図して大幅な改定を行いました。

- ・ 規制当局が国内の要求事項などの開発を行うために利用する、国際的なベンチマークとして機能すること
- ・ 企業が投資家の情報ニーズを満たす情報提供を行う際に役立つ包括的なリソースとなること

実務記述書の位置づけ

当該実務記述書は、IFRS会計基準またはIFRSサステナビリティ開示基準ではない。財務諸表がIFRS会計基準に準拠するにあたって実務記述書の適用は強制されない。

有価証券報告書では「経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」が「経営者による説明」に相当する。このほか、各国の制度や慣行により、様々な名称で呼ばれている。

「経営者による説明」とは

経営者による説明とは、次のような情報を提供する一般目的財務報告書の特定の一形式である。

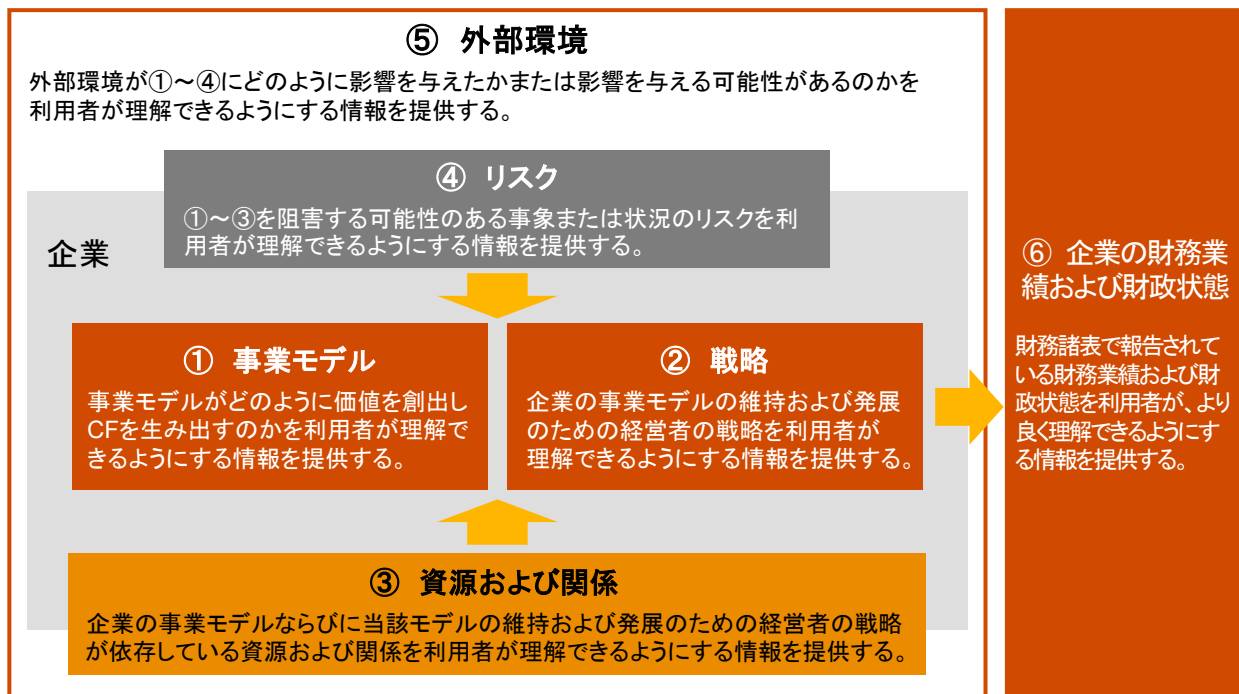
- ① 財務諸表において報告される企業の財務業績および財政状態についての利用者の理解を高める。
- ② 長期を含むすべての時間軸にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある諸要因(サステナビリティ関連要因を含む)に対する経営者の洞察を提供する。

実務記述書の概要

- ・ 目的ベースのアプローチを採用しており、経営者による説明の全体的な目的(上記①と②)と、それを裏付ける6つの内容領域に関する開示目的が設けられている。
- ・ 各内容領域の開示目的には、次の事項が付属している。
 - 各内容領域で提供された情報がどのように投資家の分析に利用されるかの記述
 - 各内容領域の次の項目の例示

- ・ **主要事項**
価値・CFの創出能力に不可欠な事項
- ・ **指標**
業績などのモニターに使用する測定値
- ・ **重要性がある情報**
一般目的財務報告書の主要な利用者の意思決定に影響を与える可能性のある情報

6つの内容領域の関係



How PwC can help

Contact us

PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目 統一支援	内部監査支援	決算期統一・ 決算早期化支援
全面的なIFRS コンバージョン 支援から、特定 領域のみのアド バイザリーまで幅 広くご支援します。	経営情報の比較 可能性向上と業 務効率化のため、 勘定科目の整備 と会計マニュアル の作成をご支援 します。	アドバイスから、 リソースの提供、 アウトソーシング まで、クライアント の体制とニーズに 適した関与形態で ご支援します。	決算早期化の 阻害要因を解決 し、マネジメント サイクルの統一 をご支援します。



日本企業をとりまく状況
グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション／協働体制を推進する必要性
グローバル経営管理体制の強化／再構築の必要性

企業買収・再編関連 会計アドバイザリー	経理人材育成 の研修支援	海外進出の 総合支援	複雑な会計領域 のアドバイス
M&Aなどの取引 実行前段階から 実行後段階まで、 全ての場面で 会計アドバイスを ご提供します。	クライアントの ニーズに合致した カスタマイズした 研修を提供して、 経理人材の育成 をご支援します。	海外進出に当たり、 現地調査から 設立手続きまで 総合的にご支援し ます。	複雑な会計領域 について、戦略的 な会計処理を ご提案します。

PwC Japanグループの主な法人

PwC Japan有限責任監査法人
PwCコンサルティング合同会社
PwCアドバイザリー合同会社
PwC税理士法人
PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: jp_asr_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com